

1 児童・母子・父子・高齢者・障害者等福祉事業

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の社会福祉の増進に努めることを本務として自主的な活動を行っているほか、行政機関への協力者として活動している。

表10－(1) 民生委員・児童委員配置状況 (各年3月31日現在) (単位：人)

市町村	定数	委員数			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任 児童委員	計	男	女
平成24年度	574	509	45	554	149	405
平成25年度	582	504	45	549	145	404
平成26年度	582	515	44	559	146	413
市川市	465	416	34	450	119	331
浦安市	117	99	10	109	27	82

(2) 児童福祉

ア 児童扶養手当

ひとり親家庭や、親と一緒に生活していない児童を養育する家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給する。

なお、平成14年8月、法改正により市に権限委譲されたため、平成24年度からは該当受給者なし。

イ 特別児童扶養手当

精神又は身体に政令で定める程度の障害を有する20歳未満の児童を監護している父若しくは母又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給している。

表10－(2)－イ 特別児童扶養手当受給状況 (単位：人)

区分 市町村	受給者数	支給対象障害児数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
平成24年度	685	149	62	184	302	20	・	353	364
平成25年度	728	162	61	172	351	19	・	353	412
平成26年度	711	153	60	171	338	18	・	342	398
市川市	545	111	41	137	262	13	・	261	303
浦安市	166	42	19	34	76	5	・	81	95

※支給停止者 146名 除く

(3) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子家庭・父子家庭又は寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉向上を図ることを目的として、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸付を行っている。

ア 母子福祉資金貸付状況

表10－(3)－ア 母子福祉資金貸付状況 (単位：千円)

市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
平成24年度	-	-	24,214	996	252	-	-	-	-	-	890	-
平成25年度	-	-	19,032	696	-	-	-	-	-	-	380	-
平成26年度	-	-	17,262	-	-	-	-	-	-	-	262	-
市川市	-	-	12,750	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浦安市	-	-	4,512	-	-	-	-	-	-	-	262	-

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表 10 - (3) - イ 寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
平成 24 年度	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成 25 年度	-	-	130	-	-	-	-	-	-	-	-	-
平成 26 年度	-	-	182	-	-	-	-	-	-	-	-	-
市 川 市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
浦 安 市	-	-	182	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(4) 高齢者福祉

ア 満百歳者に対する祝品等贈呈事業

満百歳者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

表 10 - (4) - ア 満百歳者

各年 9 月 1 日現在

(単位：人)

市町村	区分	満百歳者	左 の 内 訳	
			男	女
平成 24 年度		75	8	67
平成 25 年度		80	13	67
平成 26 年度		82	11	71
市 川 市		66	6	60
浦 安 市		16	5	11

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で、公的年金などを受給していない人に対し法外援護給付金を支給している。

表 10 - (4) - イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

	支給金額 (円)	支給実人員 (人)	支給総額 (円)
平成 24 年度	月額 4,700	16	756,700
平成 25 年度	月額 4,700	14	662,700
平成 26 年度	月額 4,700	10	564,000

(5) 身体障害者福祉・知的障害者福祉

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業費補助事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市町村が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

表 10 - (5) - ア 在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当補助状況

市町村	区分	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
		人数	補助金額 (円)	人数	補助金額 (円)
平成 24 年度		139	6,734,025	4	164,350
平成 25 年度		142	6,863,775	5	259,500
平成 26 年度		143	7,175,175	5	237,875
市 川 市		71	3,563,800	3	155,700
浦 安 市		72	3,611,375	2	82,175

イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助事業

重度障害児・者の日常生活用具の取付に必要な経費を市町村が助成した場合、補助金を交付している。

表10-(5)-イ 重度障害児・者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数	内容	補助金(円)
平成24年度	13	移動・移乗支援用具、特殊便器 入浴補助用具	233,497
平成25年度	18	移動・移乗支援用具、入浴補助用具 聴覚障害者用情報受信装置、特殊便器 聴覚障害者用通信装置(FAX) 聴覚障害者用者屋内信号装置	257,997
平成26年度	5	移動移乗支援用具 特殊便器、移動用リフト	111,640
市川市	5	移動移乗支援用具 特殊便器、移動用リフト	111,640
浦安市	-	-	-

(6) 障害者条例相談支援事業

平成19年7月に施行された「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、センターに配置している広域専門指導員が障害者に対する差別や合理的配慮の欠如などに関する相談を受け、障害者と相手方との間で公正な立場で調整活動を行い事案の解消に努めるとともに、条例の周知・啓発活動も行っている。

また、地域の身近な相談窓口として、市町村の身体障害者相談員・知的障害者相談員や条例に規定する各分野に関し優れた見識を有する方を地域相談員として委嘱し、連携を図っている。

ア 相談活動の実施

表10-(6)-ア 相談活動実施状況

(単位：件)

区分	差別等相談 活動件数	差別等相談活動件数の内訳				その他の 相談件数
		電話等	来所	訪問	その他	
平成24年度	225	111	11	16	87	134
平成25年度	350	271	14	20	45	114
平成26年度	513	228	4	14	267	147

イ 地域相談員の委嘱

表10-(6)-イ 地域相談員委嘱状況

(単位：人)

市町村	相談員数				左の内訳	
	身体	知的	その他	計	男	女
平成24年度	19	6	10	35	20	15
平成25年度	19	6	11	36	22	14
平成26年度	20	6	11	37	21	16
市川市	16	5	9	30	16	14
浦安市	4	1	2	7	5	2

(7) 戦傷病者の援護

ア 補装具の交付及び修理

戦傷病者手帳の交付を受けた戦傷病者に対し、補装具の交付と修理を行っている。

表10-(7)-ア 補装具の交付及び修理状況

区 分	件 数	費 用 総 額 (円)
平成 24 年度	-	-
平成 25 年度	-	-
平成 26 年度	-	-
交 付	-	-
修 理	-	-

イ 戦傷病者乗車券引換証の変更

戦傷病者手帳の交付を受けた戦傷病者に対して、戦傷病者乗車券引換証の変更事務を行っている。

表10-(7)-イ 戦傷病者乗車券引換証の交付及び変更状況

区 分	交付変更別	件 数	変更前種別・枚数	変更後種別・枚数
平成 24 年度	交 付	-	-	-
	変 更	-	-	-
平成 25 年度	交 付	-	-	-
	変 更	-	-	-
平成 26 年度	交 付	-	-	-
	変 更	-	-	-

(8) 児童手当事務監査

表10-(8) 児童手当事務監査状況

市 町 村	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
市 川 市	-	平成 26 年 1 月 27 日	-
浦 安 市	-	平成 26 年 1 月 23 日	-

2 中核地域生活支援センター連絡調整会議

中核地域生活支援センターは平成 16 年 10 月から開始され、健康福祉センターはこれをサポートし、関係機関との連絡調整会議等を開催している。

表 1 1 中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開催日	平成 27 年 2 月 23 日
場所	市川健康福祉センター 3 階講堂
内容	(1) 市川圏域での中核地域生活支援センターの活動報告 (中核地域生活支援センターがじゅまる) (2) 生活困窮者自立支援制度の準備状況等について (3) 意見交換 (4) その他
構成員・参加者数	市町村 ○市川市 福祉事務所、地域福祉支援課、障害者支援課障害者地域生活支援センター、子育て支援課、教育委員会指導課 ○浦安市 社会福祉課、障がい福祉課、猫実地域包括支援センター、こども発達センター、こども家庭支援センター 市川市社会福祉協議会 浦安市社会福祉協議会 中核地域生活支援センター 一路会、がじゅまる 千葉県 市川健康福祉センター 地域保健課、地域福祉課 計 27 名

3 配偶者暴力相談支援事業

平成 16 年 6 月 1 日から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV 防止法)に基づいて、配偶者暴力相談支援センターに指定され事業を開始した。

配偶者(婚姻関係と同様の事情にある者を含む)や生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く)相手からの暴力を受けた被害者(離婚後も元配偶者から生命又は身体に危害を受けるおそれのある者を含む)からの相談を受け、必要な情報提供・支援を行っている。

表 1 2 配偶者暴力相談支援状況 (単位:件)

	総相談件数			来所相談件数			電話相談件数			書面提出件数	通報件数
	総数	うち DV	内閣府報告分	総数	うち DV	内閣府報告分	総数	うち DV	内閣府報告分		
平成 23 年度	482	390	352	82	77	75	400	313	277	4	22
平成 24 年度	404	299	275	58	57	57	346	242	218	1	18
平成 25 年度	397	262	239	53	48	46	344	214	193	2	10
平成 26 年度	405	217	198	47	45	45	358	172	153	1	16